

業務委託契約書

請負型

収入印紙

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に成果物の完成を委託することに関し、次の頭書及び条項のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

頭書（契約の要項）

業務の名称	
成果物	
納期	
納入場所	
請負代金	
支払期日	

第1条（目的及び契約の性質）

- 甲は、乙に対し、頭書に定める成果物（以下「本成果物」という。）の完成を委託し、乙はこれを請け負う。
- 2 本契約は、民法第632条に定める請負契約とする。

第2条（仕様）

本成果物の仕様は、甲乙が書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で合意する仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。仕様書を変更するときは、変更の内容、請負代金及び納期への影響を甲乙協議のうえ書面で定める。

第3条（再委託）

- 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、前項の承諾を得て委託したときも、委託先の行為について甲に対して責任を負う。

第4条（納入及び検査）

- 乙は、納期までに本成果物を頭書の納入場所に納入する。
- 2 甲は、本成果物の納入を受けた日から〇〇日以内に仕様書に基づいて検査を行い、その結果を乙に書面で通知する。この期間内に通知がないときは、本成果物は検査に合格したものとみなす。
- 3 本成果物が検査に合格しなかったときは、乙は、甲乙協議して定める期限までに修補し、再度納入して甲の検査を受ける。

第5条（引渡し及び所有権）

- 本成果物の引渡しは、前条の検査に合格した時に完了する。
- 2 本成果物に有体物が含まれるときは、その所有権は引渡しの完了時に乙から甲に移転する。引渡しの完了前に生じた本成果物の滅失又は損傷は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

第6条（請負代金の支払）

甲は、乙に対し、頭書の請負代金を、本成果物の納入を受けた日の属する月の末日で締め、翌月末日（金融機関の休業日に当たるときは翌営業日）に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 第4条第3項により再度納入したときは、再度の納入を受けた日を前項の納入を受けた日とする。

第7条（契約不適合責任）

引き渡された本成果物が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、履行の追完、請負代金の減額、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

2 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、前項の請求等を行うことができない。ただし、引渡しの際に乙が契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 契約不適合が甲の提供した資料又は甲の指示によって生じたときは、第1項は適用しない。ただし、乙がその資料又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

第8条（知的財産権）

本成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、請負代金の支払が完了した時に乙から甲に移転する。

2 前項にかかわらず、乙が本契約の締結前から有していた著作物及び汎用的に利用されるプログラム・ノウハウの権利は乙に留保される。乙は、甲が本成果物を利用するために必要な範囲で、これらを甲が無償で利用することを許諾する。

3 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、本成果物について著作者人格権を行使しない。

第9条（完成前の解除）

甲は、乙が本成果物を完成させる前は、いつでも乙に生じた損害を賠償して本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除されたとき、又は甲の責めに帰することができない事由により本成果物を完成させることができなくなったときは、乙が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって甲が利益を受ける限り、乙は、甲が受ける利益の割合に応じて請負代金を請求することができる。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も○年間効力を有する。

第11条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (4) 解散の決議をし、又は事業の全部若しくは重要な部分を第三者に譲渡したとき
 - (5) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
- 3 前二項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第12条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、又は本業務に関し故意若しくは過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第14条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)

乙 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)